

まつど未来づくり会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 松戸市総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民と行政が共に、未来の松戸市のありたい姿の指標や達成に向けてそれぞれの役割等について検討するため、まつど未来づくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 公募委員
- (2) 関係団体関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

3 市長は、会議の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 公募により選考された者が松戸市民又は松戸市内に通勤するものでなくなったとき。
- (2) やむを得ない理由により解嘱を申し出たとき。
- (3) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認めるとき。

(所掌事項)

第3条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 未来の松戸市のありたい姿の指標の検討に関すること。
- (2) ありたい姿の達成に向けてそれぞれの役割の検討に関すること。
- (3) 検討結果の提言に関すること。

(議長及び副議長)

第4条 会議に議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、会議を主宰する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 会議は、テーマ別に、より深く検討するため、会議の委員で構成する分科会を設置する。

2 分科会の名称は、別表のとおりとする。

3 分科会の所掌事項は、別表に定める所掌テーマごとの指標及び多様な主体による役割について検討することとする。

4 それぞれの分科会に、会長及び副会長各1人を置き、分科会の委員の互選により定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務企画本部政策調整課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。

別表

名称	通称	所掌テーマ	関連本部
連携型地域社会の形成分科会	地域連携分科会	(1) 市民と行政の協働を推進する (2) 一人ひとりの人権が尊重され、参画しやすい地域社会をつくる	総務企画本部 市民環境本部
豊かな人生を支える福祉社会の実現分科会	福祉分科会	(1) 健康に暮らすことができるようにする (2) 病気や障害、高齢などを理由に生活に支障があっても、自立した生活が送れるようにする (3) 安心して子どもを生み、健やかに育てることができるようにする (4) 市立病院として高度で良質な医療を提供する	健康福祉本部 病院事業管理局
次代を育む文化・教育環境の創造分科会	教育分科会	(1) 子どもたちが自ら将来の目標を持ち、その実現に必要な知識や経験を得られるようにする (2) 生涯学習やスポーツを楽しむことができるようにする (3) 松戸の歴史や文化・伝統が保持され、後世に伝えられるようにする	生涯学習本部
安全で快適な生活環境の実現分科会	生活環境分科会	(1) 災害に対する不安を減らすようにする (2) 火災等の災害から市民生活を守る (3) 救急救命が必要になった市民の生命をつなぐ (4) 環境にやさしい地域社会をつくる (5) 犯罪や事故のない安全で快適な市民社会をつくる (6) 緑と花に親しむことができるようにする	総務企画本部 市民環境本部 都市整備本部 消防局
魅力ある都市空間の形成と産業の振興分科会	都市と産業分科会	(1) 地域産業を振興し、豊かな経済活動ができるようにする (2) 個性を活かし、能力を発揮して働くことができるようにする (3) ゆとりを感じるまちに住むことができるようにする (4) 誰もが安心してスムーズに移動できるようにする (5) 安全な河川に整備し、きれいな水とふれあえるようにする (6) いつでも安心して水道水が使えるようにする	市民環境本部 都市整備本部
都市経営の視点に立った行財政運営分科会	都市経営分科会	(1) 市民ニーズに基づく行政経営を行う (2) 財源、財産を適正に管理し、配分する	総務企画本部 財務本部